

第3章 すべての主体が参加する地域社会の形成

第1節 環境教育・学習の推進

今日の環境問題の主な原因は、豊かさや便利さを追求してきた私たちのライフスタイルや経済社会システムと密接にかかわっており、この解決のためには、県民、事業者、行政のすべてが互いに協力・連携し、持続可能な社会へと変えていく必要がある。

そのためには、これまでの経済社会システムを法的な規制といった手段で変えていくことも有効であるが、何よりも私たちの生活そのものを、将来にわたって環境に配慮したものとしていく必要がある、人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、環境に対して責任ある行動をとるために、家庭、学校、地域社会、職場などにおいて果たす環境教育・学習の役割がますます重要なものとなってきている。

平成5年11月に施行された環境基本法第25条では「環境の保全に関する教育及び学習の振興」が規定され、この環境基本法をうけて平成12年12月に閣議決定された「環境基本計画」においては、環境教育・学習を環境政策全体に係る主要な政策手段として位置づけ、各政策分野において推進することとしている。その後、平成15年10月に施行された「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」では、国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務等が規定された。

本県においては、平成11年9月に制定した「大分県環境基本条例」の第17条において、「環境保全に関する教育及び学習の振興」について規定しており、平成10年3月に策定した「大分県環境基本計画」の第4章においては、すべての県民や事業者が環境問題について学習できる地域社会の創造を目指すこととしている。また、本計画に基づき、環境教育・学習を総合的・計画的に推進するための「大分県環境教育・学習基本方針」を平成12年3月に策定した。

この基本方針では、すべての県民が自主的・主体的・継続的に環境保全活動に取り組むことを促進するために、環境教育・学習の基本的な目標や県が行う環境保全施策の方向性や家庭、地域社会、学校、職場など多様な場における環境教育・学習の進め方を示しており、現在、県民、事業者、行政とが一体となって、環境教育・学習の推進に取

り組んでいる。

今後は、「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づいて、さらに取組を進めていくこととしている。

1 環境教育・学習の実施

(1) こどもエコクラブ活動の推進

こどもエコクラブは、将来を担う子どもたちが主体的に行う環境学習及び環境保全に関する活動を支援するために環境省が平成7年度から実施しており、本県においても多数のクラブが、リサイクル活動や自然観察等の様々な活動に、自発的・継続的に楽しく取り組んでいる。

県では、サポーター研修会の開催、活動内容の紹介等を通じて、子どもたちの身近な地域での環境学習活動の推進を図った。

こどもエコクラブ活動の推移

年 度	10	11	12	13	14
ク ラ ブ 数	37	42	50	65	73
会 員 数	509	760	1,138	1,296	1,733
サポーター数	68	107	152	107	190

(2) おおいた環境塾の開設

「おおいた環境塾」は、環境についての幅広い視点を持ち、地域や職場での環境保全活動を推進する実践的リーダー（環境リーダー）を育成するために、平成13年度に開設したものである。

平成14年度は、県内各地でリサイクルや省資源・省エネルギー活動、さらには環境教育の推進など、様々な分野で活動に取り組んでいる50名が第2期生として入塾し、今日の環境問題を解決するためのノウハウなどを学ぶとともに、リーダーとしての資質の向上のために継続的に研鑽に励み、卒塾後は、地域や職場において活躍している。

平成14年度おおいた環境塾カリキュラム

回	月 日	講 座 内 容
1	10/15 (火)	○ 入塾式 ○ 「リーダーの役割」 講師：大分大学教授 山岸治男氏 ○ アイスブレイキング～互いを知る～ 講師：NPO法人緑の工房なぐらす理事長 葛西満里子氏 ○ 「持続可能な社会の構築に向けて」 講師：福岡大学教授 浅野直人氏 ○ 「エコおおいたの創造を目指して」 講師：県生活環境課
2	11/19 (火)	○ 第1期生からのメッセージ 講師：第1期卒業生 ○ 県内の取組事例 講師：九重の自然を守る会理事長 渡辺格男氏 ○ 「市民が創る循環型社会に向けたグリーン・コンシューマーの役割」 講師：ジャーナリスト、環境カウンセラー 崎田裕子氏
3	12/7 (土)	○ 「パートナーシップによる環境保全活動におけるNGOの役割」 講師：NPO法人くすの木自然館専務理事 浜本奈鼓氏 ○ 第1期生からのメッセージ 講師：第1期卒業生 ○ 第1期生との交流～これからの取組の環を広げるために～（テーマ別情報交換等）
4	12/19 (木)	○ 北九州エコタウン視察
5	1/26 (日)	○ 「環境の「環」をひろげよう～おもいをかたちに～」 講師：日本文理大学助教授 杉浦嘉雄氏 NPO法人ABC野外教育センター 波多野貴史氏
6	1/27 (月)	○ 「かたちにしたおもいの分かち合い」 講師：日本文理大学助教授 杉浦嘉雄氏 NPO法人ABC野外教育センター 波多野貴史氏 ○ 「山から見た自然環境」 講師：登山家 田部井淳子氏
7	2/24 (月)	○ 「ストップ・ザ・温暖化」 講師：県生活環境課 ○ 県内の取組事例～エコおおいた推進事業所の取組～ 講師：脩小野モーターズ専務取締役 小野寛郎太氏 ○ 「環境と経済～企業における環境アクション～」 講師：京都大学経済研究所長 佐和隆光氏 ○ 「ネットワークを活かして」 講師：大分大学教授 山岸治男氏 ○ 卒塾式

(3) 環境セミナーの開催

地域における環境保全意識の高揚を図るため、環境月間である6月を中心に県内5地域

において一日セミナーを開催し、循環型社会や自然環境等の環境保全に関する知識の普及や実践的な体験活動を行った。

環境セミナーの開催状況

(平成14年度)

開催地	国東町	日出町	湯布院町	臼杵市	豊後高田市
開催月日	6月21日	6月30日	6月25日	6月27日	7月1日
参加者数	54人	300人	92人	50人	101人
講義テーマ	家庭から取り組む環境問題等	地球温暖化と省エネについて等	自然の大切さについて等	家庭ごみの減量化について等	環境科学と健康について

(4) エコサポーターの派遣

本県では平成2年12月から環境保全の様々な分野において、豊富な知識と経験を有する学識経験者や実践活動者を地域の各種団体等が主催する講演会や自然観察会等に講師として派遣する制度を設置しており、自主的な環境教育・学習活動の支援を行っている。

平成14年度は、16市町村、延べ25会場において講演会等が開催され、延べ1,544人が受講し、環境を保全への理解を深めた。

2 社会教育としての環境教育

県教育委員会においては、県立生涯教育センターやその他の機関で、高年大学校及び婦人大学校を開設し、計画的・継続的に環境学習の機会を提供している。

また、県立湯布院青年の家、県立香々地少年自然の家、県立九重少年自然の家で開催している各主催事業の中で子どもとその保護者を対象に自然体験の機会を提供し、環境改善の意識の

涵養を図っている。特に平成14年度から、3施設が連携して小学校5年生から中学生を対象に「青少年ふれあいエコツアーリズム21事業」を実施し、体験型の環境学習を通して地域における環境保全活動のリーダーの育成を行っており、平成15年度も継続して実施する。

市町村教育委員会においては、公民館等で開設する学級・講座の中で地域の環境問題をテーマにした内容を取り上げるなど環境学習の機会を提供している。

また、社会教育関係団体でも、快適な環境づくりをめざして学習や実践活動に取り組んでいる。例えば、大分県的生活学校^(注)は、有価ごみ等のリサイクルシステムづくり、省資源・省エネルギー運動の推進、消費生活改善の取組等、広く地域住民の参加を促しながら環境保全・美化運動に取り組んでいる。

今後とも「ごみゼロおおい作戦」の基本目標に沿い、環境保全のため、県民ごぞつての学習と問題解決に向けての実践活動の推進が必要である。

(注)生活学校：女性を中心に日常生活の疑問や不安をテーマとして、関係者との対話による課題解決を進めている社会教育関係団体。

3 学校における環境教育

(1) 学校における環境教育の基本的な考え方

学校教育指導方針に次のような環境教育のねらいを設けて、各学校（園）段階での環境教育を推進している。

環境や自然と人間とのかかわりについて理解を深め、環境を大切にすることをはぐくむとともに、環境保全やよりよい環境を創造していかうとする実践的な態度や能力を育成する。

環境教育の推進に当たっては、体験的な学習や問題解決的な学習を学校や地域の実態に応じ、計画的に実践することができるよう教職員研修の充実に努める。

また、実施に当たっては、児童・生徒や地域の実態を踏まえ、教科等の性格や目標と関連付けるとともに、各教科等間の関連を図る。

この方針に基づいて、各学校（園）段階での環境教育推進上の留意点は次のとおりである。

幼稚園では、幼児の身近にある自然や様々な物に触れて遊ぶ中で、豊かな感情や好奇心等を培い、自然や物を大切にしようとする心を育てるように努める。

小・中学校では、環境に関する問題を自ら

の課題としてとらえ、環境と人間とのかかわりについて理解を深めるとともに、環境を大切にすることをはぐくみ、さらに、自ら率先して環境を保全し、よりよい環境を創造していかうとする実践的な能力や態度の育成に努める。

高等学校では、環境や環境問題について総合的に思考・判断し、賢明な選択・意志決定が行えるような学習活動を通して、環境保全や環境の改善に主体的に働きかける能力や態度の育成に努める。

盲・聾・養護学校では、一人一人の幼児児童生徒の障害の状態及び発達段階や特性等に応じて環境や環境問題に関する学習の機会を設定し、身の回りの環境に関心をもち、よりよい環境をつくろうとする態度の育成に努める。

(2) 学校での取組

小・中学校では、学校行事や児童会（生徒会）活動等で空缶や牛乳パックのリサイクル活動、美化活動を始め、節水・節電、ゴミ減量化等の取組が行われ、学校によっては、学校版ISO14001の認証を自治体から受けるなど環境教育に対する取組が進んでいる。また、総合的な学習の時間を中心に、河川の汚れやゴミ処理、エネルギー等の身近な環境問題について学習が行われ、環境保全に対する意識の高揚、実践的な態度の育成等に取り組んでいる。その際、生活科、社会科、理科、家庭科（技術・家庭科）、保健体育科等との関連を図るよう努めている。

高等学校では、総合的な学習の時間や学校設定科目などで環境に関わる科目を設定したり、ボランティア活動等で地域の美化活動を実施するなどして環境保全をめざして積極的に活動している。

(3) 環境教育に関する研修の実施

社会教育施設を利用した「教員リーダー養成研修」や、県教育センターにおける「環境教育研修」を実施している。

(4) 今後の課題

教員の指導力の向上を図るため、教職員研修をこれまで以上に充実させるとともに、環境教育・学習指導資料集等を活用して、環境教育・学習を効果的に推進する。

また、総合的な学習の時間と各教科等とを有機的に関連させるなど、学校の教育活動全体を通じた環境教育を推進する。

第2節 自発的活動の促進

環境問題の多くは、社会経済構造が経済成長の結果大きく変革し、日常生活や事業活動における環境負荷が増大したことに起因するとされている。

こうした状況を踏まえ、県は、平成11年を「環境元年」と位置づけ、県民、事業者及び行政の各主体が公平に役割を担い、互いに連携・協力しながら、環境に配慮した活動を推進しようとして「環境にやさしい大分県」の実現に取り組むこととした。このための基幹的な組織として平成12年2月に「エコおおいた推進県民会議」を設置し、県民運動の方向性を協議、検討しつつ、各般の環境保全活動を推進してきたところである。

今後はこうした活動をさらに浸透させ、地域と一体となった環境保全、美化活動を展開していくために、「ごみゼロおおいた作戦県民会議」の活動を活発化させ、美しく快適な大分県づくりに取り組むこととしている。

1 県民の自発的活動の促進

環境問題を解決するには身の回りの目に見える活動を積み上げていくことが大事である。そのため、県民一人ひとりには環境に負荷を与えないよう常に心掛けて行動することが求められる。

近年、安心・安全な生活環境の創造を求める県民意識が高まり、リユースを目的としたフリーマーケットの開催や廃食油等の回収・資源化、コンポスト等を用いた生ごみの堆肥化、環境にやさしい製品の率先購入など、県民の自発的な環境保全活動が各地域でみられるようになっていく。

事業者との連携による環境保全活動（環境パートナーシップ）も盛んに行われ、店頭等に回収ボックスを設置して牛乳パックや食品トレイ、卵パック等のリサイクルを進めたり、割り箸の回収運動（グランドワーク活動）や、地域の緑化や清掃活動といった美化活動も広がりつつある。

こうした県民の自発的な環境保全活動をさらに促進するため、県では、地域環境の保全に尽力する個人・団体を環境月間中に開催した「エコおおいた推進大会」において表彰し、その功績を讃えたほか、「環境家族の育成」を図って県民自らが環境保全活動に取り組むよう促したところである。

・環境家族の育成

県では、県民が日常生活を過ごす中でエコライフの実践を誓うという「豊の国エコライフ県民の誓い」事業に平成13年度まで取り組み、その結果、およそ38,000人もの県民がこの趣旨に賛同してエコライフを実践するようになった。

こうした成果を踏まえて、平成14年度には家庭で環境に負担をかけない暮らし方を実践する家族を育成しようという「環境家族の育成」事業を実施した。その内容は、自然保護・ごみゼロ・省エネルギー・グリーン購入という4つの柱から、それぞれの家族が取り組む環境保全活動を選んで実践行動に移すというものである。

平成14年度末の登録家族数は2,677家族となっているが、今後は登録家族数の増加もさることながら、その活動をより深化させ、地球規模の環境保全活動も視野に入れた事業の実施を検討することとする。

2 各種団体による自発的活動の促進

平成10年12月に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されたことを受け、環境保全を目的に活動していた各種団体の中からもこの法律に基づいて法人格を取得し、地球温暖化対策や環境教育といった取組を積極的に展開しようとするものが現れるようになった。

今後はこうした環境NPO法人との協働についての研究を進めて、それぞれが各地域における環境保全活動の中核として活動できるような施策の検討を進めることとする。

3 事業者の自発的活動の促進

事業者による事業活動は、利便性や生活水準の向上、社会基盤の整備に貢献する一方で、地域の環境のみならず地球環境にも大きな影響を及ぼしているとされてきた。また、環境に過度に配慮することは、生産性の面からマイナスであるとの見方が以前は支配的であったが、近年の産業界では、環境への配慮を企業イメージの向上というプラスの面から捉える向きが大勢となり、自主的に環境マネジメントシステムを構築するなど、環境保全に対して積極的な取組

みをみせる企業が増えつつある。

県では、事業者のこのような自発的な環境保全活動をさらに促進するため、次のような事業に取り組んでいる。

(1) エコおおい推進事業所の育成

環境配慮の取組目標（3項目以上）を自主的に定め、事業活動に伴う環境負荷を低減しようとする事業所を、県では環境に配慮した事業所であるとして「エコおおい推進事業所」に登録している。登録事業所は、それぞれの事業所において環境保全活動に取り組むとともに、その取組をより一層進めていただくために年1回開催する「エコおおい推進事業所活動推進セミナー」に参加するなどしている。

平成14年度末現在での登録事業所数は925事業所にも及び、県下各地の様々な業種にその輪が広がっている。また、エコおおい推進事業所の中からは、独自に取組を進めてISO14001の認証を取得する事業所が現れるなど、本制度が事業者の環境保全に対する意識の向上につながっていると考えられることから、今後もあらゆる機会を捉えて事業者の本制度への参加を促していくこととしている。

なお、平成14年度末の業種別登録状況、市町村別登録状況は次のとおりとなっている。

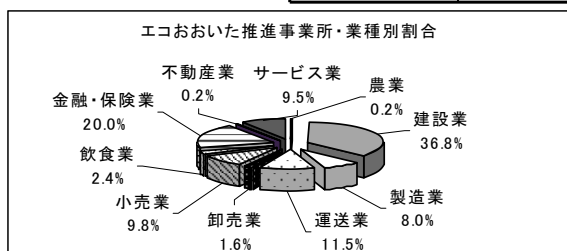
・業種別登録状況

登録事業所を業種別で見ると、建設業が最も多くて全登録事業所の36.8%（340事業所）を占めている。次いで、金融・保険業及び小売業が20.0%（185事業所）、運送業が11.5%（106事業所）となっている。

なお、登録事業所数（925事業所）の県内の総事業所数に占める割合は1.4%（平成13年10月1日現在65,302事業所、『平成13年事業所・企業統計調査』より。）となっている。

エコおおい推進事業所・業種別登録状況

業種	登録事業所数	業種	登録事業所数
農業	2	小売業	91
建設業	340	飲食業	22
製造業	74	金融・保険業	185
運送業	106	不動産業	2
卸売業	15	サービス業	88
		総計	925



・市町村別登録状況

市町村別の登録状況からは、県下58市町村のうち52市町村に登録事業所が存在することから、この登録制度がほぼ県下全域に広がったことが見て取れる。

特に登録事業所が事務所を置く市町村で最も多いのは大分市で、全体の40.3%（373事業所）を占めており、次いで別府市が7.2%（67事業所）、中津市が4.5%（42事業所）の順となっている。

エコおおい推進事業所・市町村別割合

市町村名	登録事業所数	市町村名	登録事業所数	市町村名	登録事業所数
大分市	373	安岐町	25	大野町	13
別府市	67	日出町	15	千歳村	3
中津市	42	山香町	9	犬飼町	5
日田市	30	挾間町	6	荻町	1
佐伯市	17	庄内町	1	久住町	1
臼杵市	38	湯布院町	6	直入町	1
津久見市	25	佐賀関町	8	九重町	4
竹田市	14	上浦町	1	玖珠町	12
豊後高田市	9	弥生町	2	中津江村	2
杵築市	19	本匠村	1	天瀬町	1
宇佐市	32	鶴見町	2	三光村	5
大田村	2	米水津村	1	本耶馬溪町	4
真玉町	3	蒲江町	2	耶馬溪町	9
香々地町	2	野津町	16	山国町	1
国見町	9	三重町	19	院内町	6
姫島村	2	清川村	2	安心院町	3
国東町	28	緒方町	11		
武蔵町	10	朝地町	5	計	925

(2) ISO14001の認証取得の支援

事業者の積極的な環境保全対策が、取引における優位性の確保や消費者等へのイメージアップ等のために活発になっているが、なかでもISO14001の認証取得が急増している。今後は、この環境マネジメントシステムを支援する環境監査、環境会計、環境パフォーマンス評価、環境報告書、ライフサイクルアセスメント（LCA）などの様々な手法の一層の充実により、事業活動が一層環境にやさしいものになっていくことが望まれている。

また、システムの運用の中で、省資源や省エネルギーの取組を通じて、経費節減が図れるとともに、企業内部の管理体制の効率化につながるなど、取組の直接的なメリットも期待できる。

このような中、県では県内の中小企業のISO14001の認証取得を促進するため、ISOの専門家の派遣制度を設けており、平成14年度はコンサルタントを3社に対して延べ24

回派遣し、この派遣制度を利用した2社がISO14001の認証を取得した。

平成14年度末での県内のISO14001認証取得事業所等は、105社となっている。

なお、県では、平成15年度においても、ISO14001の認証取得に積極的に取り組む中小企業に対し、引き続き専門家を派遣している。

市町村数は15市町となった。

4 市町村の率先行動の推進 —市町村への取組支援—

環境保全の推進のためには、地域における取組が不可欠であり、地方分権が進展する中で、地域の住民に最も身近な市町村が果たす役割が一層重要となっている。このため市町村においてはそれぞれの地域特性に応じて、環境保全に関する総合的な計画等の策定を行うとともに、県、事業者、県民、各種団体と協力・連携し、環境保全に関する取組を推進することが期待される。

また、市町村は地域における一大事業所であり、自ら消費者、事業者の立場から、グリーン購入、エコオフィス活動、公用車への低公害車の採用など率先して環境に配慮した活動への取組が求められている。さらに公共事業の実施においても、計画から管理までの各段階で環境への配慮が必要である。

そこで、県においては市町村がISO14001の認証を取得し、その的確な運用により環境配慮の取組を促進し、その取組を通して得たノウハウなどを地元の事業所や住民に積極的に提供することにより、地域の環境保全活動の普及促進が図られることを目的として、市町村の認証取得の支援を行っている。

・市町村ISO14001認証取得支援事業費補助

市町村のISO14001認証取得を促進するため、「市町村ISO14001認証取得支援事業費補助金」を創設した。この結果、平成11年度に佐伯市並びに大分郡四町（野津原町、挾間町、庄内町及び湯布院町）が、ISO14001認証取得に向けて環境マネジメントシステムの構築に着手し、平成12年度に認証を取得した。また、平成12年度に着手した国東町及び蒲江町が平成13年度に認証取得した。

さらに、平成14年度には、安心院町、院内町、久住町、朝地町、武蔵町、三重町、野津町の7町が認証取得に着手し、平成15年5月末までに認証を取得した。これにより平成15年5月末までの県内の認証取得